

龍ヶ崎市告示第63号

龍ヶ崎市地域経済循環創造事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月27日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市地域経済循環創造事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域資源を活かした先進的で持続可能な事業を実施しようとする民間事業者等に対し、その事業化の取組を促進し、地域での経済循環を創造するため、予算の範囲内で龍ヶ崎市地域経済循環創造事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、地域経済循環創造事業交付金交付要綱（平成25年2月27日付け総行政第29号総務大臣通知。以下「総務省要綱」という。）及び龍ヶ崎市補助金等交付規則（平成15年龍ヶ崎市規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、市内において実施する総務省要綱第4条第1項各号のいずれにも該当する事業であって、市が実施する審査を経て総務省要綱第10条第1項の規定により地域経済循環創造事業交付金の交付決定（以下「交付決定」という。）を受けたものとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助事業を実施する民間事業者等であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内に店舗、工場、事業所等を有し、又は設けようとする者

(2) 市税等の滞納がない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としない。

(1) 法令等に違反し、又は公序良俗に反する活動を行う者

(2) 宗教又は政治を目的とする活動を行う者

(3) 龍ヶ崎市暴力団排除条例（平成23年龍ヶ崎市条例第23号）第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等と関与がある者

(4) その他市長が適当でないと認める者

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、総務省要綱第5条第1項に規定する経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額とし、交付決定を受けた公費による交付額を上限とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、龍ヶ崎市地域経済循環創造事業補助金交付申請書（様式第1号）に係る書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の規定による申請（以下「交付申請」という。）をするときは、当該補助金における消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額の金額をいう。以下同じ。）を補助対象経費から減額して交付申請をしなければならない。ただし、交付申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、交付申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、龍ヶ崎市地域経済循環創造事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(交付決定前の着手)

第8条 申請者は、前条の規定による補助金の交付の決定を受ける前に補助事業を実施してはならない。ただし、やむを得ない事由により、当該決定を受ける前に補助事業を実施しようとするときは、龍ヶ崎市地域経済循環創造事業補助金事前着手届（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(状況の報告)

第9条 市長は、第7条の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に対し補助事業の遂行状況の報告を求めることができる。

(補助事業の変更等)

第10条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ龍ヶ崎市地域経済循環創造事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の区分ごとの額を変更しようとするとき。ただし、補助対象経費の10パーセント以内の流用増減を除く。
- (2) 交付申請時に提出した実施計画書における補助事業の資金区分中の融資額等を減額しようとするとき。
- (3) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - ア 補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助事業の遂行に資するものと市長が認める変更であるもの
 - イ 補助事業の内容及び事業能率に直接関わりがない事業計画の細部の変更であるもの

(4) 補助事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。

(5) 補助事業の全部又は一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、変更等の承認の可否を決定し、龍ヶ崎市地域経済循環創造事業補助金交付決定変更等承認（不承認）通知書（様式第5号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該補助事業が完了した日から起算して15日以内又は補助金の交付を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、龍ヶ崎市地域経済循環創造事業補助金実績報告書（様式第6号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査の上、補助金の交付の額を確定し、龍ヶ崎市地域経済循環創造事業補助金交付額確定通知書（様式第7号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第13条 市長は、前条の規定により確定した補助金の額を補助事業者へ交付するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、第7条の規定による補助金の交付の決定の後に補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、龍ヶ崎市地域経済循環創造事業補助金精算払（概算払）請求書（様式第8号）を市長へ提出しなければならない。

（補助事業完了後の事業経過報告）

第14条 市長は、補助事業の効果を確認するため、必要な範囲内において、補助事業者に対し補助事業の実施状況及び補助事業の完了後の状況について報告を求めることができる。

（交付決定等の取消し等）

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第7条の規定による補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消し、交付した補助金を返還させることができる。

(1) 総務省要綱第22条第3項の規定により総務大臣から交付金の全部又は一部に相当する額の納付を命じられたとき。

(2) 補助事業者が次のいずれかに該当すると認めるとき。

ア 法令、この要綱又はこれらに基づく市長の指示に違反したと認められるとき。

イ 補助金を補助事業以外の事業に使用したとき。

ウ 補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をしたとき。

エ 第7条の規定による補助金の交付の決定の後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

2 前項の規定により補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消し、交付した補助金を返還させるときは、龍ヶ崎市地域経済循環創造事業補助金交付取消通知書兼返還命令書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

（財産処分の制限）

第16条 補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものについて、総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）第8条に規定する期間を経過するまでの間は、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、市長の承認を得た場合は、この限りでない。

（関係書類の整備等）

第17条 補助事業者は、補助事業に関する帳簿及び書類を備え、これを整理し、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

2 市長は、前項の期間において、必要に応じ関係書類の提出を求めることができる。

（補則）

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

（失効後の経過措置）

3 この告示の失効の日以前に補助金の交付を受けた補助事業者に係る第15条から第17条までの規定は、同日後もなおその効力を有する。